

大分市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大分市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を大分県大分市長浜町3丁目15-19、大分商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 大分市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に關し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 大分市の中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 大分市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 大分市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地に関すること。

第2章

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 大分商工会議所
- (2) 株式会社大分まちなか倶楽部
- (3) 法第15条第4項、7項、8項に該当するもの
- (4) 前号各号に掲げるものの他、協議会において特に必要があると認めるもの

(入会)

第5条 前条各号に該当するもので協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長は大分商工会議所会頭をもって充てる。

3 副会長は会長が会員の中から選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補充で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4章 会議

第10条 協議会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員選出その他必要な事項を審議する。

2 協議会は、会員をもって構成する。

3 協議会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 協議会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキング委員会)

第11条 協議会の目的を実行するため、ワーキング委員会を設置することができる

2 ワーキング委員会は、協議会の定める活動方針に沿って活動する。

3 ワーキング委員会は、活動状況を協議会に報告する。

4 ワーキング委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 計

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 協議会の収入は、補助金、負担金、寄付金、事業収入及びその他による。

2 協議会の支出は、事業費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 解 散

第14条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、大分商工会議所がこれを決算する。

附則

1 この規約は、平成20年4月23日から施行する。

2 協議会設立時の役員の任期は平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。